

コラボヘルスを推進してください

改正「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）が令和3年4月1日に適用されます。

事業者が保険者と連携した健康保持増進に取り組むことにより、**労働災害の防止、企業の生産性向上等につながる**ことを踏まえ、THP指針を改正しました。

THP指針において、事業者は、健康保持増進に取り組むにあたり、労働衛生機関、中央労働災害防止協会、スポーツクラブ、保険者等と必要に応じて連携することとされています。

一方、保険者から40歳以上の労働者の安衛法に基づく健康診断の結果を求められた事業者は、当該結果を保険者に提供しなければならないこととされています。また、保険者に提供された健康診断の結果は特定健診情報としてマイナポータルを用いて労働者本人が閲覧できるようになります。

保険者に健康診断の結果を提供することで、マイナポータルを用いて労働者が自らの健康データの変化を把握できるようになり、労働者自らの健康管理に役立ちます。さらに、事業者が保険者と連携してコラボヘルスに取り組むことにより、労働者の健康保持増進につながり、これらの取り組みにより、労働者が健康になることが期待されます。

* コラボヘルスとは・・・保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、加入者の予防・健康づくりを効率的・効果的に実行することです。

改正概要

- 1 コラボヘルスの推進が求められていることを基本的考え方に追記したこと。
- 2 健康保持増進措置の検討に当たり、
 - ・ **健康診断の結果を保険者に提供する必要がある**こと
 - ・ **保険者と連携して事業場内外の複数の集団間のデータを比較し、健康保持増進に係る取組の決定等に活用することが望ましい**こととしたこと。
- 3 **保険者から40歳以上の労働者の安衛法に基づく健康診断の結果を求められた場合に、事業者が当該結果を保険者に提供することは、法律に基づく義務**であるため、第三者提供に係る本人の同意が不要であることを明示したこと。

取り組んでいただきたいこと

- **保険者から健康診断の結果を求められた場合は提供してください。**
 - － 法律に基づく義務の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。
 - － 法律に基づかない場合は、労働者本人の同意を得る必要があります。
- 「**職場における心とからだの健康づくりのための手引き**」にある事例も参考に、労働者の健康状況に応じて、健康保持増進対策を実施してください。

(※) 保険者とは、健康保険組合や全国健康保険協会（協会けんぽ）等のことで、THP指針においては「医療保険者」と表記しています。



定期健康診断等の結果を保険者に提供すること にご協力ください

保険者から40歳以上の労働者の定期健康診断等の結果を求められた場合には、保険者に提供しなければなりません。（高齢者の医療の確保に関する法律第27条）

○ 健康診断の結果の提供のため、必要に応じて以下の取組をお願いします。

- 健康診断実施機関と健康診断に関する契約をする際に、健康診断実施機関から直接医療保険者に結果を提供することについても契約してください。
- 事業者の皆様は、健康診断の受診者に対して、健康診断実施時に、健康診断実施機関に保険者番号と被保険者番号等を提供することについて、周知してください。
提供の方法は、受診時に健康保険証またはそのコピーを持参する方法や、健診機関から配付された問診票に記入する方法などがあります。
- 問診時に「服薬歴」と「喫煙歴」も確認してください。

※ 基発1223第5号保発1223第1号「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」もご参照ください。

○ 特定健診との整合を図る観点から、労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条、第45条の2に基づく健康診断項目の血糖検査（以下、血糖検査」という）の取扱いが以下のように変更となっておりますので、ご注意ください。

	変更前	変更後
空腹時血糖	○	○
随時血糖	○	○ <u>(※)</u>
HbA1c	<u>×</u>	<u>○</u>

○：選択項目（いずれか1つ以上を実施する必要がある。）

×：血糖検査とは認めない

(※) 食直後（食事開始時から3.5時間未満）の採血を避けることが必要。

